

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県太田市新田反町町131番地

氏 名 東金属株式会社

代表取締役 宮下徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成28年 9月 6日

許可の有効期限 令和 3年 9月 5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑨がれき類、⑩ばいじん（以上10種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※③については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑨については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 8年 9月 6日	新規許可
平成13年 9月 6日	更新許可
平成17年 4月22日	変更許可
平成18年 9月 6日	更新許可
平成23年 9月 6日	更新許可

2020年6月22日付
ホームページ掲載版

様式第七号（第十条の二関係）

平成28年 9月 6日 更新許可

平成29年 1月24日 変更許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

2020年6月22日付
ホームページ掲載版